日本ジオパークネットワーク申合せ事項

１．認定申請等に関する事項

(1) 現地調査対応

・現地調査にあたり審査対象地域は次の点を順守するものとする。

① 日程及び行程は、日本ジオパーク委員会の定める審査要領等に従い効率的なものを提案すること。

② 調査員への費用弁償等は、原則として申請地域の定める旅費規程等により算出し、申請地域から調査員に直接支払うこと。ただし、特段の定めのないときは、日本ジオパークネットワークの出張旅費規程により算出すること。

③ 交流会や懇親会等における飲食物の提供については、調査員と申請地域関係者間の情報交換及び相互理解の重要な機会ではあるが、審査に対する疑念や不信を招くことがないよう社会的良識を持った適切な範囲にとどめること。また、ジオパーク関連商品等については、高価なもの及びジオパークに関係しないものは贈与しないこと。

④ 現地調査の透明性を確保するため、当該調査にかかるすべての経費を日本ジオパーク委員会事務局に報告すること。

２．全国的なイベント及び国際会議等の開催に関する事項

(1) 日本ジオパークネットワーク全国大会

・毎年開催とし、開催地域は日本ジオパーク認定地域の持ち回りとする。

(2) 国際会議等

・日本における公式なジオパーク行事とするため、国際会議等を開催しようとする地域は、事前に十分な時間的余裕を持って、会員各地域間の意見要望等の調整に努めるものとする。

・国際会議等の開催は、理事会の協議事項とする。

３．名称、ロゴマーク等に関する事項

(1) 名称

・見学者等に誤解を与え、日本のジオパークの評価を低下させる懸念があるため、「ジオパーク」の名称使用は、日本ジオパークに認定された地域に限定するものとする。それ以外が使用する場合は、認定されていない旨が明確になるよう表示するものとする。

（可とする表示例）

「○○ジオパーク（申請予定・申請中・構想）」、「○○ジオパーク推進協議会」

(2) ロゴマーク

・日本ジオパークに認定された地域は、日本ジオパークネットワークの一員として積極的にロゴマークを活用し、その普及に努めるものとする。

・日本ジオパークネットワークのロゴマークの使用に当たっては、別に定める使用基準によることとし、重要な案件については理事会の協議事項とする。

(3) 認定取消し後の取り扱い

・認定取消し後、新たな看板やパンフレット等で名称およびロゴマークの使用はしない。

・既に設置または作成済みの看板やパンフレット等に関しては、原則使用を中止するものであるが、特に事情がある場合は、見学者等に誤解を与えないよう可能な範囲で対応することで当面の間使用できるものとする。
（対応例）シール貼付、認定されていない旨を追記する、案内時に説明する　等
・既に設置または作成済みの看板やパンフレット等の管理に関して、名称およびロゴマーク（認定されていない旨が明示されているものも含む）を使用する限り管理者を明確にし、使用を停止する場合は、すみやかに撤去または配布を終了するものとする。

４．各種イベント等に関する事項

(1) 参加の義務
・本会の設立目的達成のため、正会員及び準会員は、日本ジオパーク大会等のイベントに参加する義務を負うものとする。

(2) 各種イベント事業の共催、後援等
・各種イベント事業の共催、後援等の決定は、本会の目的に反しない範囲で理事長の専決事項とする。ただし、重要な案件と理事長が判断する場合は、理事会の協議事項とする。

５．組織運営等に関する事項

(1) ジオパーク運営会議
・ネットワーキングの活動主体として、ジオパーク運営会議を置く。
・当会議のメンバーは、会員地域の推薦により選任する。
・当会議は、ジオパーク活動における各種課題について、メンバー間の情報共有と対話による解決策を立案し、具体的な提言とすることを目的とする。
・当会議及びワーキンググループの具体的な運営方針等は、会議に諮って決定する。

(2) ジオパークワーキンググループ
・ジオパーク運営会議で決定するべき具体的な提言の意見調整を図るため、運営会議の下にジオパークワーキンググループを置く。
・ワーキンググループは、運営会議のメンバーがグループリーダーとなり、趣旨に賛同する者をもって成立するものとする。
・ワーキンググループは、グループリーダーの自由な発想による運営を可能とするが、ジオパーク運営会議の定める具体的な運営方針等に従わなければならない。

(3) 事務局長会議
・ＪＧＮの組織運営を円滑に行うため、事務局長会議を置く。
・事務局長会議は、総会、理事会への提案事項及び組織運営上の各種課題について協議するものとする。
・参集範囲は、協議事項により全地域事務局長会議、役員地域事務局長会議等に区分するものとし、招集はＪＧＮ事務局長が行う。なお、会員地域の事務局長は、議題を明示したうえで会議の招集を求めることができるものとする。

６．役員選出に関する事項

(1) 理事
・各ブロックは、理事候補者として概ね２名を理事会に推薦するものとする。

・理事長は、各ブロックから推薦された者を理事候補として理事会ならびに総会に提案するものとする。

(2) 監事

・監事は2ブロックごとの持ち回りとし、選出するブロックは、各1名を監事候補として理事会に推薦するものとする。

・各ブロックの順序は、理事会において定める。

・理事長は、各ブロックから推薦された者を監事候補として理事会ならびに総会に提案するものとする。

(附則)

この申合せ事項は、2011年4月12日から施行する（2011年4月12日第1回理事会議決）

一部改正（2012年5月11日第3回理事会議決）

一部改正（2012年11月2日第5回理事会議決）

一部改正（2013年5月20日第6回理事会議決）

一部改正（2014年4月29日第8回理事会議決）

一部改正（2015年4月22日第10回理事会議決）

一部改正（2016年4月18日第11回理事会議決）

一部改正（2017年4月21日第14回理事会議決）

一部改正（2018年4月18日第16回理事会議決）

一部改正（2021年4月23日第22回理事会議決）

一部改正（2025年4月24日第35回理事会議決）

別　紙

ＪＧＮロゴマーク使用基準

１　目　的

特定非営利活動法人日本ジオパークネットワーク（以下「ＪＧＮ」という。）のロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めることにより、ロゴマーク等を適正に普及させ、もってＪＧＮのイメージアップを図ることを目的とする。

２　図　柄

ロゴマークの図柄は、以下のとおりとする。

３　使用できる者

ロゴマークを使用できる者は、ＪＧＮに所属する正会員に限るものとする。

ただし、協賛会員のうち、下記の「５使用承認の申請」で承認された場合は、この限りでない。

４　使用の制限

次の事項に該当する場合は、ロゴマークを使用できないものとする。

(1)　世界ジオパークネットワークが定めるガイドライン及びＪＧＮの理念に反し、又は反するおそれがある場合

(2)　自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合

(3)　法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合

(4)　特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は公認していると誤解を与え、又は与えるおそれがある場合

(5)　その他、理事長がロゴマークの使用について、著しく不適当と認めた場合

５　使用承認の申請

(1)　商品又は広告物等の製作のためにロゴマークを使用する者は、あらかじめ使用承認申請書に必要な書類を添付して、理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(2)　理事長は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対して、使用承認書を交付するものとする。

(3)　使用承認にかかる申請書、承認書等の様式については、理事長が別に定める。

６　完成品の提出

ロゴマークの使用承認を受けた者は、使用承認に係る物品等の完成品を速やかに提出しなければならない。

ただし、完成品の提出が困難であると認められものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

７　使用上の遵守事項

(1)　定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。

(2)　使用承認を受けた者は、承認された内容のみに使用すること。

８　違反等に対する取扱い

(1)　理事長は、ロゴマークを使用する者が、この使用基準を遵守しなかったとき、その使用の差止め請求又は必要な指示等を行うことができる。

(2)　差止め請求又は必要な指示等に従わない場合は、その使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、理事長はその責めを負わない。

９　事故、苦情等の処理

ロゴマーク等の使用した製作物等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用した者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

10　補　則

この使用基準に定めるものの他、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、理事長が別に定める。